

名証自規G第24号

平成27年 9月16日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

役職員による自社株売買機会の確保に向けて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」が改正され、インサイダー取引規制の適用除外（いわゆる知る前契約・計画に係るセーフハーバー）の範囲が拡がることとなりました。

（9月16日施行。改正内容については、金融庁公表資料をご覧ください。）

つきましては、この機会に、貴社の役職員による自社株売買に係る社内ルールについて、今回の改正への対応と併せて、当該ルールが過剰に厳しいものとなっていないかの点検をしていただき、必要に応じて、所要の見直しを行っていただきますようお願い申し上げます。（別紙「社内ルール見直しの観点」をご参照ください。）

敬具

【金融庁公表資料】

平成27年9月2日『『有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)』及び『金融商品取引法等に関する留意事項について』（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果並びにインサイダー取引規制に関するQ&Aの追加等について』

<http://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20150902-1.html>

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

電話：052-262-3174 電子メール：syoken@nse.or.jp